

高山市松倉中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成29年9月1日改定

令和2年5月19日改定

令和4年5月14日改定

令和7年5月27日改定

0 はじめに

高山市では、平成18年11月20日に各小中学校の児童会や生徒会代表が中心となって、「ストップいじめ宣言」が採択され、学校としても、児童・生徒の内発的喚起を促しながら、いじめ問題に立ち向かっていく土壌を培ってきた経緯がある。

“ストップ！いじめ”宣言

いじめをなくし、えがおとやさしさがあふれる学校をつくります。

○私の命、みんなの命を大切にします。

○人のいやがることをしません。ゆるしません。

○思いやりの心をもって、たすけあいます。

(平成18年11月20日)

本校においても生徒及び、学校職員、保護者、地域の方々もいじめの撲滅への意識は高く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、だれにでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめを見逃すことなく日々の教育活動をおこなっている。

ここに定める「高山市立松倉中学校いじめ防止基本方針」は平成25年6月28日公布、平成25年9月28日実施された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめを受けている子を全力で守る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応ならびにいじめ問題への対処を行い、いじめられている子どもには、「あなたを絶対を守る」というメッセージを送り、児童生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子ども大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・いじめの対応「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。
(さ＝最悪を想定して し＝慎重に す＝素早く せ＝誠意をもって そ＝組織で対応する)

2. いじめの未然防止のための取組

(1) 自己有用感を高める取り組み

① 「なりたい自分」になるための一人一役の係活動

- ・自分の目指す姿に向けて生活できるよう「なりたい自分」を設定する。全ての生徒が大切な学級・学校の一員であり、どの子ども仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、「なりたい自分」に近づくための一人一役の係活動を中核として、集団の一員としての存在を確かなものにしていく。また、係活動を通して互いのよさや成長を認め合える仲間づくりを行い、自己肯定感や自己有用感を育てる。

② 生徒の社会性や規範意識の向上

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知をし、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒会が計画・運営する生徒集会などを通して自分たちの日常の姿をみつめる自治的な活動を充実する。

(2) 生徒の居場所づくりの推進

- ・全ての生徒が、認められているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることを提供できる機会を提供する。
- ・生徒の日常に見られる良さを全職員で認め、価値づけることを大切にする。

(3) 「わかる・できる授業」の推進

- ・「わからない」「できない」という生徒を大切に授業を展開する。わからなさや疑問を表出することを大いに認め、そうした問題を互いに知恵を出し合って解決する営みを大切にする。
- ・「できた」ことではなく、仲間と工夫しながら思考し、答えに向かって意欲的に取り組もうとする過程を認め、自分の考えを表出しやすい環境を創る。
- ・少人数におけるグループ学習などの活動においては、どの子どもにもねらいとする活動が保障され

るように留意する。

(4) 道徳教育・人権教育等の充実

- ・生徒の社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認める等、互いの人格を尊重する態度を養うため、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
- ・道徳の授業においては、話し合いが活発になるような資料を活用し、「自分だったらどうするか。」と、自分自身のこととして捉え、自分の考えを語ったり、仲間の考えを取り入れたりするなどの「学び合う授業づくり」を通して、よりよい生き方を追求し、自分の生活に生かそうとする生徒を育てることを大切にする。
- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、地域でのボランティア活動や「松倉寝屋子プログラム」における寝屋親との交流等、心に響く豊かな体験活動を充実する。

(5) インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための啓発

- ・情報端末機器使用の低年齢化にともない、インターネットを通じて行われるいじめを未然に防止するとともに効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。また、H28 年度に生徒会で制定された「松倉中 SNS 安心ルール」および高山市・白川村生徒会サミットで制定された「SNS 3つの守る宣言」をもとに、日頃から SNS の使用の仕方やつきあい方について考える取組を推進する。

高山市・白川村生徒会サミット SNS3つの「守る」宣言

- ①フィルタリングを必ずかけ、自分の身を「守ります」
- ②安心できる書き込みで、お互いの信頼を「守ります」
- ③みんなのために、21時までの使用時間を「守ります」

松倉中 SNS 安心ルール

- ① うわさや個人情報、悪口など、嫌な事や人が傷つく事を書かない。送らない。
- ② 自分以外の画像や動画を送らない。他人も写っているものを送る場合は、その人の許可を得る。
- ③ 21時から翌朝6時までSNSをやらない。(※ただし、塾や習い事の迎えなど家族とのやりとりはOK)
- ④ 『家の約束』を守る。(例)・20時以降禁止 ・テスト期間禁止 ・家族のいる部屋で使う など

3. いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう日常的な声かけ、日々の生活の記録「埴岡」、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し対応に生かす。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解のうえで実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意思を高めるとともに、スクールカウンセラーや相

談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

- ・学校を欠席した生徒に対しては全校体制で次のような対応をとり、いじめの早期発見・早期対応に努める。

欠席1日→担任が家庭連絡を行い、理由の把握や明日の連絡などを行う。

2日連続→体調不良であるのか、その他の理由で登校を渋っているのかを見極めるため理由が曖昧な場合は担任が家庭訪問をする。

3日連続→担任が家庭訪問をし、本人・保護者に様子や登校の目処を確認する。(体調不良以外の理由がある場合には、関係職員で今後の対応策を確認する。)

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。(年間3回の教育相談週間を定期的(6・11・2月)に位置付ける)また、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談にあたる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

職員の役割分担

- ・教育相談主任：全校生徒を対象とした教育相談の予定を作成する
- ・担任：生徒との教育相談。相談内容によっては教育相談主任へ報告する。
- ・SC：生徒との教育相談。懇談の概要を教育相談主任に伝える。
- ・保健相談員：支援の必要な生徒に寄り添い支援する。つかんだ情報を教育相談主任に伝える。
- ・生徒指導主事：教育相談の報告を受け、管理職に報告する。事案によっては、いじめ未然防止・対策委員会を招集する。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・「Hyper-QU」を活用し、その学級担任だけでなく全職員が事例研修として参加して、どの子も楽しいと感じられる学級作りをめざし、児童の人間関係や心の状態、学級の傾向等を分析し、学級経営に生かす視点を身につける。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事案が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自

らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

★相談の窓口

- ・保護者からの学校への相談の窓口は、保護者とつながりのある教員（担任、学年主任等）とし、事案によって生徒指導主事が相談を受ける。
- ・相談を受けた教員は、直ちに生徒指導主事に報告する。
- ・生徒指導主事は管理職に報告し、いじめ問題対策委員会を招集する。

（５） 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員、保護者代表等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4. いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談員、養護教諭、主幹 等
学校職員以外：PTA 役員、スクールカウンセラー 等
※必要に応じて スクールソーシャルワーカー、弁護士、学校医およびその他の医師、
民生児童委員及び主任児童委員、人権擁護委員 等

- ・「子ども教育参画会議（松倉校区地域教育推進協議会『松倉 育みの会』）」においてもいじめについての情報提供や話題作りを積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

5. いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	・学校だより，Web ページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・高山市いじめ問題対策協議会における取組を全職員で共有	
5月	・PTA 総会で「方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ・生活（いじめ）アンケート（記名式）の実施 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	
6月	・Hyper-QU アンケートの実施 ・教育相談週間の実施	
7月	・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 ・いじめ未然防止に向けた全校（学年）集会 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（1学期の取組の評価） ・高山市生徒会サミットに対しての働きかけ ・生活（いじめ）アンケート（記名式）の実施	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有 ・Web ページ等による取組経過等の報告	
10月	・生活（いじめ）アンケート（記名式）の実施 ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流）	
11月	・Hyper-QU アンケートの実施 ・教育相談週間の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組	
12月	・「ひびきあいの日」（生徒会主催による人権集会） ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・生活（いじめ）アンケート（記名式）の実施	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画	
2月	・生活（いじめ）アンケート（記名式）の実施 ・教育相談週間の実施 ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・本年度のまとめ及び来年度の計画立案	
3月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

- ・いじめを認知またはいじめの兆候を確認した場合は、対応図のように学校・家庭・関係諸機関と連携を図りただちに解決のための行動をとる。また、対応の流れは以下の通りとする。

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知した者は、その日のうちに生徒指導主事に概略を報告。
- ②報告を受けた生徒指導主事は、管理職に報告し、いじめ未然防止・対策委員会を開き、関係職員と事実の確認・詳細の共有を図り、今後の方針を確認し、速やかに行動を開始する。また、市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告し、指導・助言をもらい対応する。
(休日においてもできる限りの対応をする。)
- ③事実関係の丁寧な把握(5W1Hに基づき正確に事実を確認)に努める。(複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る)
- ④いじめを受けた側のケア(必要に応じて外部専門家にも力を借りる)
- ⑤いじめた側の生徒への指導(背景についても十分踏まえたうえで指導。複数いる場合は同時に個別に指導。)
- ⑥保護者への報告と指導についても協力依頼(いじめた側の生徒および保護者への謝罪を含む)
- ⑦関係機関との連携(いじめと認知する事案はすべて市教育委員会に報告。場合によっては警察や子ども相談センター等と連携する)
- ⑧経過の見守りと継続的な支援(保護者と連携をとりながら)
(注)番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

【重大事態の意味】

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7. 学校評価における留意点

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
- ①いじめの早期発見の取組に関すること
 - ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

8. 個人情報等の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、過去のアンケートは、5年間保存する。
(保管場所:金庫 方針に明記しない場合においても、学校の内規として明確に定めておく。)